

資料 1

大阪府食育推進ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）の本旨に基づき、行政、地域団体、健康福祉・農林水産及び教育分野等の各関係機関・団体が協働して大阪府の食育推進に取り組むために、健康おおさか21推進府民会議のもとに大阪府食育推進ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置し、ネットワーク会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第2次大阪府食育推進計画の推進に関すること。
- (2) その他、食育の推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体の代表者等をもって組織する。

(会長等)

第4条 ネットワーク会議に会長を置き、構成員の互選によりこれを選出する。

- 2 ネットワーク会議に副会長を置き、会長がこれを指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長が招集する。

- 2 ネットワーク会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課が行う。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

この要綱は、平成19年4月25日から実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

大阪府食育推進ネットワーク会議団体名簿（50音順）

1	一般社団法人大阪外食産業協会
2	公益社団法人大阪食品衛生協会
3	近畿百貨店協会
4	一般社団法人大阪府医師会
5	大阪府飲食旅館生活衛生組合連合会
6	社団法人大阪府栄養士会
7	公益財団法人大阪府学校給食会
8	大阪府学校保健会
9	大阪府漁業協同組合連合会
10	社団法人大阪府歯科医師会
11	大阪府市長会
12	大阪府小学校長会
13	大阪府食生活改善連絡協議会
14	一般社団法人大阪府食品産業協会
15	一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟
16	大阪府生活協同組合連合会
17	一般社団法人大阪府畜産会
18	大阪府町村長会
19	社団法人大阪府調理師会
20	大阪府農業会議
21	大阪府農業協同組合中央会
22	大阪府「農の匠」の会
23	大阪府P T A協議会
24	大阪府保育士会
25	財団法人大阪府保健医療財団 大阪がん循環器病予防センター
26	大阪府保健所長会
27	大阪ヘルシー外食推進協議会
28	N P O法人関西消費者連合会
29	管理栄養士養成施設（相愛大学）
30	近畿農政局大阪地域センター
31	健康おおさか21・食育推進企業団
32	日本チェーンストア協会関西支部
33	公益財団法人フィットネス21事業団